平成２３年（フ）第４７９号
横浜市戸塚区原宿５丁目43番７―205号
債務者　光田　真人
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０８１号
大阪市東住吉区杭全２丁目８番４号
債務者　中野　裕介
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠鳥　智敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８７号
大阪市港区八幡屋２丁目７番18号
債務者　アワヤ商店こと　富原　章允
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宝本　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４８５号
大阪市浪速区浪速西２丁目２番１―911号
債務者　大野　道子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠鳥　智敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１５号
大阪市東淀川区井高野２丁目８番21―103号
債務者　渡邉由紀子（旧姓阿形）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宝本　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３２号
大阪府豊中市三和町２丁目２番36―616号、住民票上の住所大阪市淀川区十三東３丁目16番16号
債務者　木多　順一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８号
和歌山市有家316番地の６
債務者　ＷＥＳＴこと　西　　淳
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８６号
福岡市南区野多目４丁目７番19号
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３８号
福岡市城南区東油山１丁目11番１―306号
債務者　牟田　定光
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９２号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ１丁目18番７号
債務者　相坂　俊和
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９９号
福岡市早良区大字石釜776番地、前住所福岡市早良区有田７丁目14番10号
債務者　松田久美子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大神　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７３号
山形市高原町239番地279、申立時の住所山形市西田５丁目25―７　201号室
債務者　岸　　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６３号
名古屋市港区須成町３丁目１―12、住民票上の住所名古屋市港区高木町５丁目38番地の６コンセール善進701号
債務者　岩井　純子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６４号
名古屋市中川区東起町１丁目15番地の１　市営新東起荘309号
債務者　岩田　節子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１８号
名古屋市中川区東起町１丁目15番地の１　市営新東起荘309号
債務者　岩田　　晃
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８１号
愛知県西尾市寄住町佃73番地　レジデンス西尾305号室、従前の住所愛知県刈谷市築地町５丁目10番地６
債務者　カゴハラサービスこと篭原ヨシノブこと　カゴハラ・ロベルト・ヨシノブ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
函館市鍛治１丁目５番26号
債務者　矢野　　正
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
函館地方裁判所